

財務省大臣 谷垣禎一 殿

財務省 国土交通・環境係担当主計官 梶川幹夫殿

財務省 公共事業統括・公共事業担当主計官 富永哲夫殿

要望書

天塩川への治水効果が小さく、発電・水道などの需要にも疑問があるうえ、自然環境を大きく破壊する北海道開発局の天塩川水系サンルダム建設計画に、予算をつけないでいただきたいと要望します。

日頃より、日本の財務についてのご尽力に敬意を表します。

さて、北海道の天塩川水系では、国土交通省・北海道開発局により、天塩川の支流・名寄川のさらに支流であるサンル川において、高さ46mものサンルダム建設計画が立てられ、現在、北海道開発局によって設置された「天塩川流域委員会」のなかで議論が行なわれております。サンルダムは、天塩川の治水と、1400kwの水力発電、名寄市、下川町への水道水の供給、周辺農家への灌漑用水の供給などを目的とする多目的ダムであり、総工費は530億円、うち発電・水道水などの利水分だけ230億円かかるとされております。

私ども12団体は、これまで、サンルダムの治水効果およびサンルダムの目的とされる発電や水需要について科学的に調査を進め、その成果を別添の冊子にまとめ公表したところでございますが、以下の点で、サンルダムへの予算の支出には大きな問題があることが明らかになりました。

- (1) 支流のさらに支流につくられるサンルダムの集水面積は、広大な天塩川流域のわずか3%にしかすぎず、堤防の未整備などから氾濫の危険がもっとも高い天塩川の中流・下流域の治水にはきわめて効果が薄い。
- (2) サンルダムの発電量はわずか1400kwにすぎず、また名寄市・下川町とも現在、水道水には不足していない。人口は減少を続けており、将来的にも水需要が逼迫することは考えられない。また農業用水の不足についても明確なデータは示されておらず、そもそも灌漑水の水利権はサンルダムには設定されていない。
- (3) 天塩川では、現在、堤防の未整備区間・暫定整備区間があわせて全体の60%にも及んでおり、治水には、まず堤防の整備や、天塩川に多く残されている旧河川の遊水地への活用などがもっとも経済的かつ効果的である。
- (4) サンル川は、重要な水産資源でもある天然のサクラマスがもっとも長距離(200km以上)にわたって遡上し、しかも天然産卵を行なっている日本で最後の河川のひとつである。水産資源の保護や、国が批准している生物多様

性条約などに照らしても、サンルダム建設はサクラマスだけでなく、天塩川からサンル川に遡上する多くの魚類の産卵・生息環境を悪化させることは明らかである。

以上のような理由から、治水効果・経済効果が薄いうえ、自然環境や水産業に大きな悪影響を与えるサンルダムは、「ムダな公共事業」の典型であると言えます。

治水に関しては、上述しましたように、水害に対して科学的な原因分析を行い、最適な対策を検討した結果、堤防の整備、遊水地の造成など、地域にとって適切な公共事業を行なうことで、予算規模の大きなサンルダム建設より少ない費用で、より大きな治水効果を発揮できると考えております。

また利水に関しては、地域の電力需要や人口減少による水あまりからみて、そもそも不要であり、230億円のもの投資を行なうこと自体が無駄であると考えます。

国は、現在、行政改革担当相、政府の行政減量・効率化有識者会議の方針を受け、北海道開発局の職員の大幅な削減を検討していますが、財務省におかれましては、北海道開発局の事業そのものにも、ここに述べましたサンルダムのような、経済効率のきわめて悪い事業があることをぜひともご認識いただき、このような事業には今後、予算をつけていただかないよう、ここに要望させていただく次第でございます。

2006年5月30日

サンルダム建設を考える集い	代表	渋谷静男
下川自然を考える会	会長	桑原友一
名寄サンルダムを考える会	代表	竹内和郎
北海道の森と川を語る会	代表	小野有五
大雪と石狩の自然を守る会	代表	寺島一男
旭川・森と川ネット21	代表	平田一三
環境ネットワーク旭川・地球村	代表	山城えりこ
遊楽部川の自然を守る会	代表	稗田一俊
北海道自然文化ネットワーク	代表	佐々木聡
サンル川を守る会	代表	橋本泰子
社団法人 北海道スポーツフィッシング協会	会長	藤本 靖
社団法人 北海道自然保護協会	会長	佐藤 謙

(申し合わせにより捺印は省略させていただきます)

要望書

天塩川流域委員会が住民参加で開かれた運営がなされるよう要望します

日頃より、日本の河川事業におけるご尽力に敬意を表します。

さて、ご承知のように、北海道の天塩川では、河川法の改正に伴い、平成14年度に天塩川水系河川整備基本方針が策定されたことを受け、平成15年度より、天塩川水系河川整備計画の策定に向け、責任官庁である北海道開発局が流域委員会を立ち上げ、これまでに13回の委員会が開催されております。

私どもは、天塩川の河川整備に関心を寄せ、これらの委員会を傍聴しており、その都度、事業者である旭川開発建設部や流域委員会に対して、整備計画、特にサンルダム建設計画の問題点について根拠を挙げて指摘し、資料の開示や専門委員会の設置を求めて参りました。

しかしながら、両者ともに、これらの意見書や申し入れに対し、具体的な議論も、十分な回答をも避け、ただ委員会時に配布されます『寄せられた意見』に掲載することに終始する姿勢は、大変遺憾であり、河川法の精神に反するものと強く抗議いたします。

このように私どもの疑問や意見に対する論議がなされない中で、第7回では、事業者である旭川開発建設部の提案により、天塩川水系河川整備計画（案）が示されました。整備計画案は流域委員や住民などの意見を反映して作成されるべきと考えていますので、住民意見が取り入れられていない状況で提案が行われたことは時期尚早と考えられます。私どもは、指摘しております問題点が専門的に議論されることなく押し進められることに危機感を感じ、去る3月23日、今まで挙げてきた問題点を整理し、私どもの提言を含めた冊子としてまとめ、今後の委員会の議論の資料に、そして、委員会の席上で説明させていただきたいと願い、両者に配布いたしました。これを受け、委員会は内容について精査するよう事業者に求めております。

国土交通大臣におかれましては、北海道開発局に対し、住民参加で公正で透明性のある検討を行うという河川法の精神を生かして、サンルダム建設については住民からの疑問、意見を真摯に受け止めて、サンルダム建設についてまず計画に対する議論を尽くすことをご指導いただくよう要望いたしております。（2005年5月13日要望書；別紙添付）その点についてもご指導に当たられたことと推察いたしますが、いまだに改善されていないことを申し上げます。そして、今回お渡しいたしますこの冊子の精査にあたっては、北海道開発局と私ども双方による説明と議論の場を設けることを今一度ご指導いただきたく、ここに改めて要望させていただきます。

2006年5月30日

サンルダム建設を考える集い 代表 渋谷静男
下川自然を考える会 会長 桑原友一

	名寄サンルダムを考える会	代表	竹内和郎
	北海道の森と川を語る会	代表	小野有五
	大雪と石狩の自然を守る会	代表	寺島一男
	旭川・森と川ネット21	代表	平田一三
	環境ネットワーク旭川・地球村	代表	山城えりこ
	遊楽部川の自然を守る会	代表	稗田一俊
	北海道自然文化ネットワーク	代表	佐々木聡
	サンル川を守る会	代表	橋本泰子
社団法人	北海道スポーツフィッシング協会	会長	藤本 靖
社団法人	北海道自然保護協会	会長	佐藤 謙

申し合わせにより捺印は省略させていただきます。

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3中央合同庁舎3号館

国土交通大臣 北側一雄 殿

要望書

日頃、日本の河川事業に力を尽くしておられることに敬意を表します。

さて、ご承知のように、北海道の天塩川では、河川法の改正にともない、平成14年度に天塩川水系河川整備基本方針が策定されたのを受け、平成15年度より、天塩川水系河川整備計画の策定に向けての検討が始められております。責任官庁である北海道開発局では、平成15年に流域委員会を立ち上げ、これまでに5回の委員会を開催するとともに、平成17年2月21日の第5回委員会の決定に基づいて地域意見の聴取を行い、平成17年4月18日に、11名による意見陳述を行ったところです。天塩川の河川整備計画においては、天塩川支流のサンル川に建設が予定されているサンルダムの建設計画が、流域の環境に深刻な影響を与えることから、地域だけでなく全道的な注目を集めており、全体で170もの意見が寄せられました。ダムに明確に反対する意見は全体の2割をいどでしたが、それらはいずれも、サンルダムの治水効果や環境への影響を、現在までに得られた資料を用いて科学的・客観的に論じたものばかりであり、これに対して、ダムへの賛成意見の多くは、具体的な検討や裏づけもなく、たんにサンルダムに期待する、といった内容でありました。意見聴取会では、反対意見は3人しか選ばれず、一人10分という限られた時間で意見を述べることに過ぎません。天塩川流域の現在ならびに将来の社会状況からみたダムの必要性、サンルダムの治水効果、必要とされる治水対策、サンルダムの環境への影響など、どれをとっても、このような短時間に限られた人数の意見だけで議論できる内容ではないことは明らかです。またサンルダムの建設によって、在来種であり、貴重な水産資源でもあるサクラマスの上流や産卵場所が大きく損なわれる可能性が高いことが指摘されていますが、これはたんに漁業だけでなく、国が批准している生物多様性条約からみても、慎重に検討すべき課題といえます。

意見聴取によってこれだけ多くの意見が集まったことは、地域住民が、近年、北海道により、「北海道遺産」にも指定された天塩川の豊かな自然環境にいかにも多くの夢を描

いているかの証左でもあります。そのなかで、サンルダム建設にかかわる根本的な問題がこれだけさまざまに提起された以上、最終的な河川整備計画策定のための合意形成には、今回の意見聴取に応募した者と流域委員会の委員による、個々の問題点についての具体的かつ真摯な検討が必要不可欠と考えます。天塩川流域委員会は、公開されてはおりますが、これまで北海道開発局によって一方的に選定された委員による議論が行われてきただけで、提起されているサンルダムの個々の問題点についての公正で透明性のある議論は一度も行なわれておりません。もし、今後もこのままの状態ですら委員だけによる審議が続けば、これは、公正さと透明性、住民参加を保障している河川法からみて大きな問題です。また、具体的な検討に必要な資料も、北海道開発局によってこれまで十分に開示されているとはいえない状況にあります。

私どもは、天塩川流域の河川整備計画の策定が、公開と透明性、住民参加の原則を貫きながら、費用対効果および環境への影響のどちらからみても、地域住民のみならず日本国民全体からの理解を得られるよう、適切かつ十分な検討をへたうえで、行なわれるべきだと考えます。このためには、すべての情報を開示したうえで、意見聴取に応募した者と流域委員会の委員が、サンルダムの問題に関して徹底的に論議できる検討会を設置していただきたいと考えております。すでに、淀川の流域委員会などで行なわれているような公募による委員の選出や、多様な意見聴取方法の採用なども今後は検討していただきたいと思います。

科学者や地域住民だけでなく、天塩川河口部の漁民たちからもサンルダム建設に反対の声が出されておりますことは、サンルダム建設を一方的に推進してきた北海道開発局のこれまであり方が強く批判されている証拠であります。北海道開発局は、現在、道東の釧路川、標津川などで、直線化された蛇行河川の再生を行なうなど、率先して河川の自然再生事業に着手しております。一方でそのような自然再生を行いながら、他方、もっとも自然度の高い河川である天塩川・サンル川の自然を破壊するサンルダムの建設を強行するならば、「自然再生」を掲げて事業を行なうことの大義名分すら失ってしまうことになるでありましょう。国土交通大臣におかれましては、事業を担当する北海道開発局に対し、議論に必要な情報はすべて速やかに開示するとともに、河川法を精神を生かした公正で透明性のある検討を住民参加で行い、サンルダムの建設についてはまず計画に対する論議を尽くすようご指導いただきたく、ここに要望させていただきます。

2005 (平成17) 年 5月13日